

第18回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和元年11月25日 13時30分
- 開催場所 阿南市役所 602会議室
- 出席委員 竹内部長・南部副部長・久米寛治委員・岡部委員・幸田委員・中村委員・久米博委員・森委員・阪井委員・吉岡委員・厚田委員・久積委員・萩野委員・服部委員・亀井委員・佐竹委員・井出委員・植田委員
- 欠席委員 なし
- 市瀬局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
- 竹内部長 (部長挨拶)
それでは第18回農地部定例会を始めさせていただきます。
本日の議事録署名者は亀井委員と桑野地区の森委員にお願いします。
- 竹内部長 それでは、本日の議事に入りたいと思いますが、本日は10月25日に開催しました、第17回農地部定例会で継続審議となっております、18ページの第6号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 No. 30・31の議案審議について、農業委員会等に関する法律第35条により、阿南市農林水産課から松江課長・松本課長補佐にご参加いただいております。
また、農業委員会等に関する法律第29条により、川田副会長、一宇推進部長、小松推進副部長、村崎推進委員、岩佐推進委員にも参加いただいております。
議案書18ページの第6号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 No. 30・31については、重要な案件でありますし、参加いただいております方々の用務の関係から先に審議したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
- 一同 異議なし
- 竹内部長 議案書18ページの第6号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 No. 30・31については、長生地区において事前審議されていると思いますので、ご報告をお願いいたします。
- 久積委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は11月20日に事務局に

て中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の18ページをお開きください。第6号議案No.30、No.31「委員による朗読・説明」地区部会では地元からの強い要望や、11月15日付けで市から提出された文書もあり許可相当としました。

この案件については、市の農林水産課から経過等の説明をお願いします。

竹内部長 それでは農林水産課から、経過等の説明をお願いします。

市農林水産課 今回、賃貸借権を外している途中であるのに再諮問したかについて説明致します。長生町宮内地区は、中間管理機構関連圃場整備事業の計画がございまして、本年中に集積され、圃場整備の事業認定を受けなければ、地域集積協力金の対象とならないおそれや、また、圃場整備事業といたしましても今年度事業採択予定として進めておりますので、国・県の予算措置が来年度以降は白紙という状況で、この11月の農地部会を逃せば圃場整備はできなくなると聞いております。そうすると、交付を受けた協力金の返還もあり得るという状況でございます。

10月25日に開催された前回の農地部会におきまして、賃貸借権を外すべきだという判断を頂きました。

まず、〇〇〇〇〇さんの案件は、佐竹委員さんから御指摘を頂いたとおり、法務局と相談のうえ、職権抹消の手続きを進めております。

また、〇〇〇〇〇さんの案件は、借借人の相続者が特定できましたので、現在、賃貸借権抹消に向け、同意を得られるよう鋭意進めているところでございます。

兩名からは、賃貸借権が抹消できなかった場合には、解約しますという意思表示のため、合意解約書に押印したのも事務局に預けております。

なお、前回諮問の際にも提出しておりました、所有者本人より速やかに抹消手続きを行うという書面と、新たに徳島県農地中間管理機構である農業開発公社代表理事から、所有者とともに公社が誠意をもって対処するという書面も追加提出しております。

このことを踏まえて、寛大な御判断を頂きたい。よろしく申し上げます。

続きまして、阿南市からの添付書類の説明をさせていただきます。

1枚目は、本案件につきまして、阿南市長から農業委員会会長あての11月11日付け文書でございます。

2枚目は、〇〇〇〇〇さんからの書面ですすでに抹消手続きについて司法書士をお願いしていること。11月11日現在では、「除権決定を得る方法」と「法務局の職権抹消の方法」で行うとしておりますが、現在、職権抹消できると判断頂いております。

3枚目は、〇〇〇〇〇さんからの書面でございます。こちらの案件につきましても司法書士にお願いし、賃借権者の相続人が3人で、現在、3人の所在が確定したと聞いております。書面のとおり、できる限り迅速に抹消を進めていくとなっております。

4枚目は、11月15日付けで市長から会長あての文書ございまして、次の5枚目の公社代表理事から市長あて書面を転送した文書でございます。

5枚目は、公社代表理事より、11月14日付けで、当該2件の農地については、中国四国農政局から利用権設定に支障がないこと、また、問題が生じた場合は、当事者である農地所有者と公社が誠意をもって対処すると記載されております。

6枚目、7枚目は当案件の合意解約書です。仮に賃貸借権が抹消できなかった場合は解約するという意思を表したもので、事務局に預けております。以上です。

事務局

事務局から補足説明をいたします。

今、松江課長から説明がありましたが、長生地区部会では、先月の徳島県農林水産政策課からの答弁や阿南市と徳島県農業開発公社から公文書が提出されていること、および賃借権を必ず外すこと、外れない場合は解約をすることを条件とし、許可相当としております。

このことを踏まえまして、本会でのご審議をいただきますよう、お願いいたします。

竹内部長

ご説明をいただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

佐竹委員

仮に今回これ許可相当とこの2件判断した場合ですが、事務局に聞きたいんですけども、今後の同様の賃借権等が付いているような案件が出てきた場合、3条・4条・5条・利用権含めて、どのように事務手続きの対応をする予定ですか。

事務局

今後、賃借権が付いている案件が出てきた場合は、これまで通りのスタンスは変えず、基本的には賃借権を外してきていただくことを前提として、事務局としては取り扱っていかうと思います。今回の場合につきましては、今、お話があったように各関係機関から公文書等が出てきていますので、そのことが重みがあるという判断で、今回は例外的に取り扱いをしたいと思います。

竹内部長

そのほかに何か。質問ありませんか。

無いようなので、この案件について採決をしたいと思いますが、推進委員については議事参与に加わることができませんので、川田副会長、一宇推進部長、小松推進副部長、村崎推進委員、岩佐推進委員には採決の間、退室を

お願いします。

(川田副会長、一字推進部長、小松推進副部長、村崎推進委員、岩佐推進委員 退室)

竹内部長 議事を再開します。それでは、議案書18ページの第6号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 No. 30・31の案件の採決方法については、挙手による採決としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

一同 異議なし

竹内部長 それでは、議案書18ページの第6号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 No. 30・31の案件について、先月の徳島県農林水産政策課からの答弁や阿南市と徳島県農業開発公社から公文書が提出されていること、および賃借権を必ず外すこと、外れない場合は解約をすることを条件とし、許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

竹内部長 続いて、許可相当に反対の委員は挙手をお願いします。

竹内部長 採決の結果、部長を除く出席委員17名、許可相当とすることに賛成の委員14名、許可相当に反対の委員0名、棄権3名、よって議案書18ページの第6号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 No. 30・31の案件については、農業委員会等に関する法律 第30条により、条件を付して許可相当といたします。

竹内部長 退室した川田副会長、一字推進部長、小松推進副部長、村崎推進委員、岩佐推進委員に入室してもらってください。

(川田副会長、一字推進部長、小松推進副部長、村崎推進委員、岩佐推進委員 入室)

竹内部長 それでは、阿南市農林水産課の松江課長・松本課長補佐、川田副会長、一字推進部長、小松推進副部長、村崎推進委員、岩佐推進委員については、この後、別の用務がございますので、ここで退出されます。

(松江課長、松本課長補佐、川田副会長、一字推進部長、小松推進副部長、村崎推進委員、岩佐推進委員 退室)

竹内部長

それでは、改めまして、残りの議事に入りたいと思います。

第1号議案 非農地証明願について

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第4号議案 農地法の規定による許可申請の取下（取消）について（5条）

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第6号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

ただし、農業委員会等に関する法律第31条により、7ページの第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請 No. 3・4については〇〇〇〇〇の案件、22ページの第6号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 No. 40・42については〇〇〇〇〇の案件であるため別途審議とし、この案件以外を一括上程いたします。

議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。椿地区からお願いします。

久米寛治委員

それでは椿地区からご報告します。椿地区は11月20日に福井公民館において福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の12ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、椿地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

竹内部長

次に、福井地区をお願いします。

南部委員

それでは福井地区からご報告します。福井地区は11月20日に福井公民館において椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

竹内部長

次に、橘地区をお願いします。

岡部委員 それでは橘地区からご報告します。橘地区は11月20日に福井公民館において椿地区、福井地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の12ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、橘地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

竹内部長 次に、新野地区お願いします。

幸田委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は11月19日に新野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の7ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の10ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

竹内部長 次に、桑野地区お願いします。

森委員 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は11月20日に桑野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の13ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

竹内部長 次に、見能林地区お願いします。

阪井委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は11月22日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の13ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

竹内部長 続きまして富岡地区からご報告します。富岡地区は11月22日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の16ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

竹内部長 次に、宝田地区お願いします。

厚田委員 続きまして宝田地区からご報告します。宝田地区は11月22日に事務局にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の17ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

竹内部長 次に、長生地区お願いします。

久積委員 それでは長生地区からご報告します。

議案書の5ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の9ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

竹内部長 次に、中野島地区お願ひします。

萩野委員 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は11月20日に事務局にて長生と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の19ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

竹内部長 次に、大野地区お願ひします。

服部委員 それでは大野地区からご報告します。大野地区は11月19日に上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の23ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

竹内部長 次に、加茂谷地区お願ひします。

佐竹委員 それでは加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は11月21日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

竹内部長 次に、那賀川地区お願ひします。

井出委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は、11月21日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の25ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

竹内部長 次に、羽ノ浦地区お願ひします。

植田委員 それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区は11月18日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の

判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の26ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

竹内部長 それでは、それぞれの地区からご報告いただきましたが、別途審議を行いますので、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

竹内部長 それでは、意見もないようなので、この案件について採決したいと思いますが、農業委員会等に関する法律第31条により〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇には、採決の間、退室をお願いします。

(〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇 退室)

竹内部長 議事を再開します。
それでは、議案書7ページのNo. 3・4、22ページのNo. 40・42について、承認してよろしいか。

一同 異議なし

竹内部長 それでは、議案書7ページのNo. 3・4、22ページのNo. 40・42について、承認といたします。
退室した〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇に入室してもらってください。

(〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇 入室)

竹内部長 議事を再開いたします。それぞれ各地区からご報告をいただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

竹内部長 それでは他に意見もありませんので、ただいまの審議の結果を事務局より報告してもらいます。

市瀬局長 報告します。第18回農地部定例会議案、第1号議案から第6号議案のうち、第6号議案No.30、31については、先月の徳島県農林水産政策課から

の答弁や阿南市と徳島県農業開発公社から公文書が提出されていること、および賃借権を必ず外すこと、外れない場合は解約をすることを条件として承認し、その他の議案については、全て承認です。

竹内部長 只今事務局から報告のとおり決定してよろしいか。

一同 異議なし

竹内部長 それでは報告のとおり承認します。
以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

竹内部長 ないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いします。

事務局 特にありません。

竹内部長 以上をもちまして、第18回農地部定例会を閉会いたします。次回は、12月25日で予定いたしております。本日は大変ご苦労さまでした。

閉 会